

逗子市「空き家バンク」について

1 開設 2019年4月25日

2 しくみ 裏面イメージ図を参照

- ① 空き家所有者、利用希望者のどちらも登録できる
- ② 空き家だけでなく、空き地（宅地）も対象とする
- ③ 専門業者と連携しながら運用する
(4月25日付で神奈川県行政書士会鎌倉支部、神奈川県宅地建物取引業協会鎌倉支部と協定締結)
- ④ 関係団体との連携（4に掲載）
- ⑤ 地域との連携
(沼間住民自治協議会によるSOHO起業誘致、空き家調査など)

3 開設以降の状況 4月末にすべての固定資産税納税通知書にチラシを同封
5月7日以降、窓口、電話での問い合わせ多数
5/16現在 空き家の利用希望者 約20件
" 提供希望者 約5件、うち登録予定3件
※空き家、空き地をいかに増やしていくかが課題

4 今後、連携していきたい団体等

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）
全国渡り鳥生活俱楽部
空き家レンジャー
逗子アートネットワーク
関東学院大学空き家プロジェクト
株コラビット
住民自治協議会、自治会・町内会 など



空き家バンクを開設します

空き家の増加が社会問題になっています。

逗子市でも空き家は年々増え、平成25年住宅・土地統計調査によると、約9.4%が空き家です。市では、人口減少社会に備え、安心安全快適なまちを守るために、空き家バンクを開設し、空き家の予防・解消を図ります。空き家の所有者、空き家を利用したい人、ぜひ市に相談してください。 開設課題



どうして空き家になるの？

- ・権利関係が整理されていない
- ・相続はしたが遠くに住んでいて管理できない
- ・更地にすると税金が増える
- ・活用方法が分からない

空き家を放っておくと？

- ・住まなくなると家屋が傷み、改修費用がかかる
- ・管理が行き届かず通行人にケガを負わせた場合など、損害賠償責任が発生する可能性がある
- ・防犯・防災対策がおろそかになる

逗子市空き家バンクの仕組み

- 1 空き家所有者**（空き家を売りたい・貸したい・公益活動に使って欲しい人）は、所有物件の登録を空き家バンクに申請します。市は申請物件を確認し、空き家バンクに登録します。
- 2 利用希望者**（空き家を買いたい、借りたい、公益活動の場として利用したい人）は、空き家バンクに利用登録します。
- 3 所有者と利用希望者は**、空き家の売買・賃貸借に際しては、協定締結事業者の仲介のもと、契約を締結します。
- 4 市は、協定締結事業者（市と協定を締結した宅建協会、行政書士会など）と連携しながら空き家バンクを運用します。**

空き家バンクのイメージ

